

第8章

新たな産業財産権制度の見直しについて

昨今、IoT (Internet of Things) や AI (Artificial Intelligence) 等の技術の進展により、様々なインフラや機器がインターネットを通じてつながり合う「第4次産業革命」と称される変化が国内外において急速に進展している。このような産業構造の変化や、企業の特許戦略の変化などの動向を踏まえ、知財制度・運用の在り方について検討を行う必要が生じている。

本章では、近年の産業財産権制度の見直しについて紹介する。

1 近年の産業財産権制度の見直し

昨今、第4次産業革命の進展に伴い、企業の特許戦略をめぐる環境は大きな変化に晒されている。具体的には、既存の製品にソフトウェアによる情報処理・ネットワーク技術を組み合わせた発明や、AI に代表される技術横断的な発明が増加し、1つの製品に膨大な件数の特許が関与するようになってきていることから、特許をめぐる権利関係が複雑化している。これにより、ライセンス交渉に要する手間と労力が増大するとともに、知らないうちに他者の特許権を侵害するおそれが高まっている。また、オープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する中、本人以外の者による公開によって、特許の要件である新規性を喪失するリスクも高まっている。

また、IoT や AI 等の技術が進展していく中、各企業には、自ら優位性を有する技術領域を確保しつつ、自社や業種の垣根を越えた連携・協業を図るべく、知的財産に標準を有効に組み合わせた戦略を策定・実践することが求められており、また自ら蓄積した様々なデータを流通させることにより新たな価値を生み出すというデータの利活用に係る戦略も重要となっている。

こうした状況を受け、産業構造審議会特許制度小委員会において、2018年2月に法改正に関する内容を含む報告書「第四次産業革命等への対応のための知的財産制度の見直しについて」を取りまとめたとともに、産業構造審議会弁理士制度小委員会において、2018年2月に法改正に関する内容を含む報告書「標準・データに係る業務への弁理士の関与の在り方」を取りまとめた。これらの内容を含む、不正競争防止法等の一部を改正する法律案は、2018年2月27日に閣議決定され、第196回通常国会へ提出された。また、同法律案は、2018年5月30日に平成30年法律第33号として公布された。

(1) 中小企業等による知財活用の促進

① 中小企業等の特許料金の一律半減

第4次産業革命の進展等により国内外の産業構造が大きく変化する中、我が国企業の99.7%を占める中小企業が自らの知的財産を戦略的に活用し、その競争力を強化することが、我が国経済全体の持続的発展のためには不可欠である。ところが、現在、国内の特許出願件数に占める中小企業の割合は15%程度

にとどまっている。

また、大学や承認 TLO による特許出願件数はこの10年間でほとんど変化しておらず、2016年の国内外の大学による PCT 国際出願の公開件数ランキングにおいても、第1位から第5位までを米国の大学が独占しており、上位10校のうち、日本の大学としては第7位に東京大学がランクインしているのみである。大学等の知財活用が積極的に行われている状

況とは言えず、国による施策が必要とされている状況である。

特許庁においては、現在も中小企業等を対象とした特許料金の軽減措置を設けているが、対象が赤字法人や研究開発型中小企業等に限定されている。また、大学やTL0等の試験研究機関を対象とした国際出願に係る料金の軽減措置は存在しない。さらに、軽減措置を受けるための提出書類が多く手続が煩雑であるなど、軽減措置が十分に活用されているとはいえない状況にある。

このため、今般、中小企業等を対象とし、審査請求料や特許料（1～10年分）、国際出願関連手数料の一律半減制度を特許法で措置した。特に、「福島イノベーション・コースト構想」を推進する中小企業に対しては、当該構想の実現を通じ福島浜通りの新産業創出を目指すため、特許料金を1/4まで軽減する予定である。また、大学やTL0等の試験研究機関を対象とした、審査請求料・特許料の軽減制度を拡充し、新たに国際出願関連手数料の半減制度を国際出願法で措置した。

さらに、軽減申請の手続を簡素化し、中小企業等の知財活動の活発化を目指す。

②弁理士の業務への「標準化」「データ活用」関連の追加

我が国の産業競争力の維持・向上を図る上で、標準やデータを戦略的かつ積極的に活用することは、極めて重要な課題となっており、特に、内部の人材資源に乏しい中小企業にとっては、標準化やデータの利活用について、有益な知見を与えてくれる外部人材、取り分け、弁理士に対する期待は大きい。

このような現状を踏まえ、弁理士が、データの利活用や企業等による規格（JIS等）の案の作成に関して、知財の観点から支援する業務を行うことについて明確化した。

③新規性喪失の例外期間(グレース・ピリオド)の延長

第4次産業革命の進展に伴い、他社の技術を利用するオープン・イノベーションによる共同研究や産学連携が活発化する中、本人以外の者による公開によって発明の新規性を喪失するリスクが上昇している。このため、特許を受ける権利を有する者の意に反して、又は本人の行為に起因して発明の新規性が喪失された場合、6か月以内に特許出願を行えば例外として救済する措置について、当該例外期間（グレース・ピリオド）を6か月から1年に延長した。

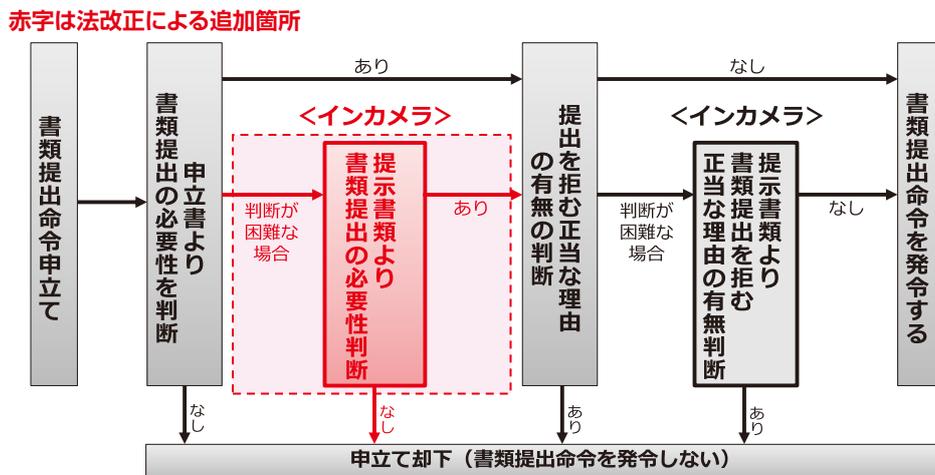
(2) 知財紛争処理の拡充

① 証拠収集手続の強化

特許権侵害訴訟では、一般に、侵害行為を立証するための証拠が被疑侵害者側に偏在し、侵害の立証が困難であるという問題が指摘されている。これを受け今般の法改正では、書類提出命令・検証物提示命令に際し、裁判所がインカメラ手続（裁判所のみが書類を

見ることにより行う手続）で書類・検証物の提出の必要性を判断することを可能とするとともに、インカメラ手続によりあらかじめ提示させた書類について、裁判所が必要と認めるときは、当事者の同意を得て、公正・中立な第三者の技術専門家である専門委員に開示することを可能とする措置を講じた。

2-8-1図 書類提出命令におけるインカメラ手続の概要



② 判定における営業秘密の保護

特許庁における判定制度の関係書類に営業秘密が記載されている場合に、その書類の閲覧を制限できる措置を導入した。

(3) 手続の簡素化等によるユーザーの利便性向上

① クレジットカードによる特許料等納付

特許料等及び手数料の納付方法については、現行制度上、特許印紙、特許印紙予納、現金納付、電子現金納付及び口座振替が認められているが、クレジットカードによる納付は認められていないところ、クレジットカードによる納付が認められるよう措置した。

② 意匠の優先権書類のオンライン交換制度の導入

最初に意匠出願した国への出願日を、その後に出願した他の国でも出願日とすることができる制度（パリ条約による優先権制度）について、必要書類のオンラインでのやり取りを認めるよう措置した。

③ 商標登録出願手続の適正化

商標登録出願手続を適正化するため、商標法第10条1項が定める分割出願の要件に、出願手数料の納付を新たに含めるよう措置した。